

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、地方税賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和2年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税に関する以下の事務を行う。 I. 納税者からの申告・届出等や調査による課税事務 II. 納税者からの納税の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務 III. 期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う総合滞納整理事務 IV. 納税者等の宛名管理事務
③システムの名称	1 市県民税システム 2 住民税申告受付支援システム 3 eLTAX審査システム 4 国税連携ネットワークシステム 5 固定資産税システム 6 納税管理人システム 7 軽自動車税システム 8 収納消込システム 9 滞納整理システム 10 口座システム 11 宛名管理システム 12 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1 市県民税システムファイル 2 住民税申告受付支援システムファイル 3 eLTAX審査システムファイル 4 国税連携ネットワークシステムファイル 5 固定資産税システムファイル 6 納税管理人システムファイル 7 軽自動車税システムファイル 8 収納消込システムファイル 9 滞納整理システムファイル 10 口座システムファイル 11 宛名管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>[情報照会事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の27の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p> <p>[情報提供事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条第2号ロ、第2条第7号ロ第8号ロ第10号ロ第11号ロ第12号第13号第14号第15号第16号第17号ロ、第3条第8号ロ第9号ロ第11号ロ第12号ロ第13号第14号第15号第16号第17号、第4条第2号ロ、第6条第4号第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第7条第1号イ第2号ロ第3号ロ第4号イ第5号イ、第8条第1号ニ第2号ニ、第10条第1号ロ第3号ロ第4号ロ第5号イ、第12条第1号ロ第2号イ第3号イ第4号ロ第5号第6号イ第7号第8号ロ、第13条第1号イ第2号ハ、第14条第3号ハ、第16条第1号、第19条第1号力第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第1号第3号第9号イ、第21条第7号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第7号第9号、第22条の3第1号第2号第4号イ第5号イ第7号第8号第9号第10号第11号、第22条の4第1項第2号ハ第2項第2号ニ第3項第2号ニ第4項第2号ニ、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号ロ第3号ロ第8号ロ第9号ロ第11号第12号第13号第14号第15号、第24条の3第1号、第25条第1号第2号ロ第3号ロ第6号第7号イ第11号第12号第13号第14号第15号第16号、第26条の3第1号イ第2号第3号イ第4号、第27条第3号ハ、第28条第1号ニ第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号ニ第3号第3号の2第5号ニ第6号ニ、第31条の2第3号ロ第4号ロ第9号ロ第10号ロ第12号第13号第14号第15号第16号、第31条の3第1号、第32条第1号ロ第2号ロ、第33条第4号、第34条第1号第2号第3号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ第3号、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第39条第3号、第40条第1号イ第3号イ、第43条第1号イ第2号ロ第3号ロ第5号ロ第8号第9号第10号第11号第12号第13号、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ第2号、第44条第1号力第2号第3号第4号第5号第6号、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第2号ハ第3号ハ第4号ハ第5号ハ第6号ハ第7号ハ第8号ハ第9号ハ第10号ハ第11号ハ第12号ハ第13号ハ第14号ハ第15号ハ第16号ハ第18号ハ第19号ハ第22号ハ第23号ハ、第49条第1号イ第3号イ、第49条の2第1号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第53条第1号ハ第2号ホ第3号ニ第4号第5号ロ、第54条第1号ロ第3号ロ第4号、第55条第1号ロ第6号イ第7号イ第9号イ第10号イ第11号イ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号、第59条の2第1号ロ第2号第3号第4号第5号、第59条の2の2第1号、第59条の3第1号ニ第2号ニ</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市財務部税務課税制係 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 TEL 0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市財務部税務課税制係 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 TEL 0577-32-3333

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について平成29年12月1日現在で記載	命令第55条第9号追加 障害者総合支援法施行令第43条の5第6項の高額障害福祉サービス等給付費の特定給付対象者に対する支給決定に係る事務を追加 平成30年12月1日現在で、改正後の法律及び命令で定める条項を加除修正	事後	法及び命令の改正による修正
平成31年1月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 嶋田 恵一	税務課長	事後	人事異動 様式変更に伴い役職名に変更
平成31年1月8日	II しきい情報 1. 対象人数	平成29年12月1日 現在	平成30年11月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
平成31年1月8日	II しきい情報 2. 取扱者数	平成29年12月1日 現在	平成30年11月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
平成31年1月8日	IV リスク対策 1～9		評価項目を追加	事後	様式変更に伴い評価項目追加
令和2年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について平成29年12月1日現在で記載	命令第55条第9号追加 障害者総合支援法施行令第43条の5第6項の高額障害福祉サービス等給付費の特定給付対象者に対する支給決定に係る事務を追加 平成30年12月1日現在で、改正後の法律及び命令で定める条項を加除修正	事後	法及び命令の改正による修正
令和2年1月28日	II しきい情報 1. 対象人数	平成30年10月1日 現在	令和2年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和2年1月28日	II しきい情報 2. 取扱者数	平成30年11月1日 現在	令和2年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更